

## 世田谷区街づくり条例に基づく建築構想の調整手続きについて

周辺の街づくりに及ぼす影響が大きい一定規模以上の建築については、地域の環境に合った良好な建築計画を誘導するため、世田谷区街づくり条例において、建築計画の構想段階で、周辺住民と建築事業者が合意形成に向けて話し合う機会を設けることを定めています。条例等に規定する手続きの流れは、以下の通りです。

### ■ 建築事業者による説明会

建築構想の内容をわかりやすく説明し、地域の環境に合った良好な建築計画となるよう、合意形成に努めます。

#### 【主な説明事項】

- ・ 建築構想の概要（建築物の規模、配置及び用途）・計画図等の内容
- ・ 周辺への配慮（緑地・駐車場の配置、防災、交通、ユニバーサルデザインなど）

#### 再度説明を希望する場合

- ・ 説明会開催日から2週間以内に、意見を書いた文書（手紙、FAX など）を建築事業者に提出し、再説明会の開催を要請します。

#### ■ 専門家相談

建築構想の内容に関する疑問等について、『街づくり専門家』に相談ができます。

申込：上記説明会から1週間以内

※申込等、詳細は下記街づくり課にお問い合わせください。

### ■ 建築事業者による再説明会

#### 話し合いの継続を希望する場合

- ・ 説明会開催日から3週間以内に、「意見交換会開催要請書」等を街づくり課に提出し、開催を要請します。  
※開催をご希望の場合は、下記街づくり課にお問い合わせください。

### ● 区による意見交換会

意見交換会は、周辺住民又は建築事業者からの開催要請を受け、要請理由などから区が必要と認めた場合に開催します。建築構想について、中立的な立場の専門家の進行により、周辺住民と建築事業者が合意形成に向けて話し合う場です。

※意見交換会を開催する際には、事前に区との調整が必要になります。